

遺言書について学ぶ 〜残された遺族への大切なメッセージ〜

近年、一人暮らし高齢者の増加などにより、相続に関するトラブルが問題になっていきます。

遺言書は、残された遺族への大切なメッセージであり、遺族の相続手続きの負担を減らすことにもつながります。

■遺言書とは？

遺言とは、自分に万一のことがあった場合に、自分の財産(遺産)を「誰に」「どれだけ」託すかを決める意思表示のことで、これを民法の規定に従って残した物が遺言書です。民法の規定に従っていない遺言書は、法的な効力がありません。

■遺言書の種類

遺言書には「普通方式」と「特別方式」の2つの形式があります。特別方式は特段の事情によって作成されるもので、実際はほとんどが普通方式



によるものです。

普通方式には、次の3種類があります。

① 自筆証書遺言

遺言をしようとする人が「自筆」で「日付と氏名、全文」を書き、署名押印している遺言書のことです、最も多く利用されています。

② 公正証書遺言

証人2人以上が立ち会って、遺言者からの口述を下に公証人(法務大臣から任命された人)が遺言書を作成し、原本を公証役場が保管するものです。最も安全性が高いと言われています。

③ 秘密証書遺言

遺言の内容を誰にも知られたくないときに作成する遺言書のことです。公証役場で公証人と証人2人以上の前に封印した遺言書を提出します。封書に遺言者本人、証人、公証人が署名押印する必要があります。

※①、③の遺言書は、家庭裁判所の検認手続きが必要で、内容に不備があれば無効となります。



子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1106

病気・仕事などで子どもを預けたいとき 子育て短期支援事業を

市内に住んでいる保護者が、病気や出産、仕事(夜勤・出張)などの理由で子どもの養育が困難になった時、児童養護施設で一定期間、養育や保護を行い、子育てを支援する事業があります。

盛岡市にある児童養護施設3カ所と乳児院2カ所が利用できます。利用には、世帯の課税状況に応じた費用がかかります。

◆事業内容

① 短期入所生活援助事業(ショートステイ)

- ▶ 期間 7日(6泊7日)以内
- ▶ 対象 保護者の入院などで、養育が一時的に困難になった家庭の18歳未満の児童

② 夜間養護事業(トワイライトステイ)

- ▶ 期間 1カ月以内(平日)
- ▶ 対象 保護者が夜間、深夜にわたる仕事に就いて

いるため養育が困難な家庭の18歳未満の児童

③ 休日預かり事業

- ▶ 期間 1カ月以内(休日)
- ▶ 対象 保護者が仕事などの理由で、日曜日や祝日に養育が困難な家庭の18歳未満の児童

◆実施施設

名称	所在地(盛岡市)	電話番号
和光学園	青山1-25-2	019-647-2143
青雲荘	加賀野4-8-33	019-653-3947
みちのくみどり学園	上田字松屋敷11-14	019-663-3171
日赤岩手乳児院	三本柳6-1-10	019-614-0821
善友乳児院	北山1-13-24	019-622-2156

※送迎は、保護者の責任で行ってください。

※施設の状況によっては、受け入れができない場合があります。

◆申し込み方法

地域福祉課に申請用紙がありますので、必要事項を記入し、同課に提出してください。申し込み時には印鑑が必要です。